

## 高年齢雇用継続基本給付金

## 支給要件

雇用保険の被保険者であった期間が5年以上ある被保険者が、60歳到達後、60歳以降の各月の賃金が60歳到達時点の賃金月額の75%未満の場合に支給される。

60歳到達時点の賃金月額... 60歳に達した日を離職の日と見なして、そこから遡って6ヶ月間の賃金（臨時に支払われる賃金及び3ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金を除く）を180で除した額に30を乗じた額

60歳到達後、雇用される企業が変わっても支給される。

## 支給対象月

60歳から65歳に達するまでの期間

## 給付額の算定

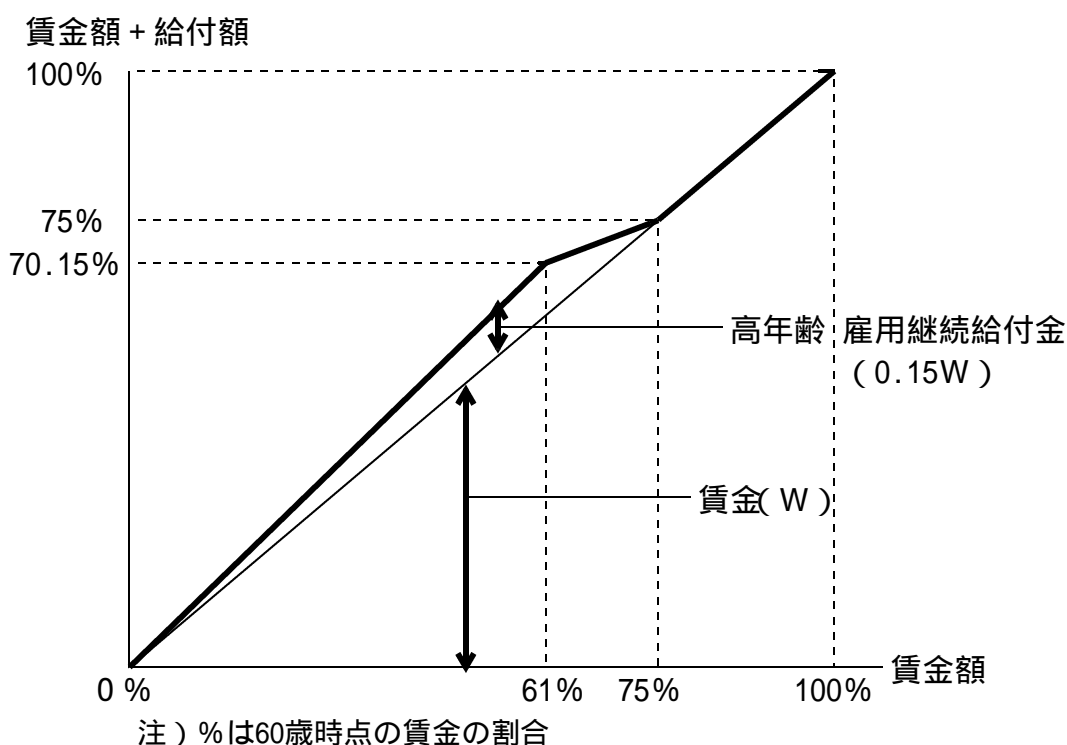
支給対象月の賃金が60歳到達時点の賃金の61%未満のときは、その支給対象月の賃金の15%相当額となる。

支給対象月の賃金... 60歳到達時点の賃金月額と考え方は同じ。ただし、遡って賃金改定があり、差額が支給対象月に支払われた場合には支給対象月の賃金に含める。

支給対象月の賃金が60歳到達時点の賃金の61%以上75%未満のときは、その支給対象月の賃金に、60歳時点の賃金に対するその支給対象月の賃金の割合が逡増する程度に応じ、15%から一定の割合で逡減する率を乗じて得た額

60歳到達時点の賃金を $W_0$ （円）、60歳以降の各月の賃金を $W$ （円）とすると支給額は、

-  $183 / 280W + 137.25 / 280W_0$  となる。



【再任用者に高年齢雇用継続給付金を支給すると仮定した場合の支給額の例】

例1 行政（一）6級（旧8級21号俸）で定年退職し、行政（一）4級にフルタイムで再任用されたとした場合の例  
退職時...地域手当なし、扶養手当13,000円、通勤手当10,000円と仮定  
再任用時...地域手当・扶養手当なし、通勤手当10,000円と仮定

60歳到達時点の賃金472,600円、支給対象月の賃金289,400円（61.2%）

$$\begin{aligned} \text{支給額} &= -183 / 280 \times 289,400 + 137.25 / 280 \times 472,600 \\ &= 42,514\text{円} \quad \text{5年間支給された場合の総額：255万円} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} * \quad &42,514\text{円} / 289,400\text{円} \times 100 = 14.7\% \\ &33.2\text{万円} / 47.3\text{万円} = 70.2\% \end{aligned}$$

例2 行政（一）6級（旧8級21号俸）で定年退職し、行政（一）3級に短時間（20時間）で再任用されたとした場合の例  
退職時...地域手当なし、扶養手当13,000円、通勤手当10,000円と仮定  
再任用時...地域手当・扶養手当なし、通勤手当10,000円と仮定

60歳到達時点の賃金472,600円、支給対象月の賃金139,500円（29.5%）

$$\begin{aligned} \text{支給額} &= 139,500\text{円} \times 15 / 100 \\ &= 20,925\text{円} \quad \text{5年間支給された場合の総額：126万円} \end{aligned}$$

$$* \quad 16.0\text{万円} / 47.3\text{万円} = 33.8\%$$

支給対象月に支払われた賃金額が337,343円を超える場合は不支給。賃金額と支給額の合計が337,343円を超える場合は、337,343円からその賃金額を差し引いた額を支給

給付額として算定された額が、賃金日額の最低限度額の8割に相当する額を超えないときは、支給されない。

(注) 支給限度額337,343円は、平成15年における30歳以上45歳未満の者に係る求職者給付・基本手当の算定に用いる賃金日額の最高限度額の8割の額をその後の賃金変動率（毎月勤労統計調査による）に応じて毎年自動更新した平成20年8月1日からの額